

令和7年8月 河北町農業委員会総会（第8回）

令和7年8月25日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階302会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 岡崎 学 委員	2 番 布川 峯夫 委員	3 番 押野 利浩 委員
4 番 関 紀子 委員	5 番 奥山 ちか子 委員	6 番 木嶋 啓治 委員
7 番 堀 和彦 委員	8 番 安部 敏明 委員	9 番 高橋 清 委員
10 番 逸見 三和子 委員	11 番 奥山 喜幸 委員	12 番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年8月25日（月曜日）午後1時55分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

10 番 逸見 三和子 委員 11 番 奥山 喜幸 委員

日程第2 議案の審議

報第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（嶋田）

皆様大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、只今から令和7年8月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（嶋田）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

10番 逸見 三和子 委員 11番 奥山 喜幸 委員お願いいたします。

日程第2、議案の審議にはいります。報第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、申請番号45番 所在地 西里字土入●●、田ほか3筆、合計5,152㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、字根際の田については、賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いして、字土入の田畑は自己保全ということで管理するとのことです。

次に、申請番号46番 所在地 西里字浦田●●、畑ほか4筆、合計6,168㎡です。所有者●●さんが令和7年3月26日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いし、畑はあっせん希望とのことです。

次に、2ページをお開きください。申請番号47番 所在地 大字溝延字千苅●●、田、3,063㎡1筆です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いするとのことですが、売買の希望があるということですので、耕作者の方にお声がけさせていただいております。

次に、申請番号48番 所在地 大字溝延字熊野嶋●●、田、ほか4筆、合計4,094㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号49番 所在地 西里字塩ノ刈●●、畑ほか7筆、合計12,206㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、●●さんが相続されました。取得後は、賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いするとのことです。

以上5件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、皆さんからご質問ございませんでしょうか。

45番、土入の田んぼ自己保全ということだけでも3反歩くらいのところは誰か借りる人はいないところなのか。

○ 岡崎委員

サンスポーツランドのところで、平なところはあるんですけども耕作者は少ないです。

○ 議長（会長）

山手のほうはなかなか難しいでしょうか。

ほかにありませんか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に進みます。 報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、3ページをお開きください。申請番号107番、所在地 大字田井字下田畑●●、畑ほか1筆、合計647㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第19号 農地法第3条の規定による許可申請でご審議いただきますが、贈与するためです。

以上1件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

ないようですのでこのように進めたいと思います。次に移ります。議第19号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、議第19号農地法第3条の規定による許可申請について、4ページをお開きください。

申請番号42番、贈与による所有権移転です。所在地 大字田井字狐原●●、畑ほか2筆、合計1,452.59㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 43 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字稲荷原●●、樹園地ほか 2 筆、合計 5,333 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

●●さんですけれども、山形市にお住まいですが R4 年に山辺町で新規就農されて、耕作面積は山辺町に 47 a、中山町に 25 a、山形市に 22 a、天童市に 54 a、合わせて約 148 a を耕作されております。作物は、さくらんぼです。価格については、ハウス等直ぐ営農・出荷できる状況ということで、渡し人が経営していた時の収入額を設定したそうです。また、スプレーヤーやコンテナなども一式含めての金額とのことです。

次に、申請番号 44 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字田井字下田畑●●、樹園地 471 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、資料の 5 ページ、申請番号 45 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字田井字下田畑●●、畑ほか 2 筆、合計 3774.93 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 46 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字山王●●、畑 688 m² 1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、受け人の要望とのことです。

●●さんですけれども、R6 年新規就農、小作面積は東根市 27 a、作物は、大豆、トマト、さつまいも等の野菜農家です。

所有者の●●さんが東根市農業委員会にも借りたい人がいればと相談をしていたところ、●●さんから借りたいと申し込みがあったようです。

次に、申請番号 47 番、贈与による所有権移転です。所在地 大字田井字下田畑●●、畑ほか 1 筆、合計 647 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

●●さんは●●の代表の方で、●●さん所有の東根市の農地を●●さんに所有権移転した関係で河北町分もお願いしたようです。

次に、申請番号 48 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字毘沙門●●、畑、247 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は高橋利信（としのぶ）さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上 7 件です。よろしくお願いいたします。

現地調査報告をお願いします。

○ 関委員

42 番、桃と野菜畑できれいに手入れされている畑でした。問題ないと思います。

44 番、45 番は、隣同士のさくらんぼ畑でこちらもきれいに手入れされていて問題ないと思います。

47 番、こちらもさくらんぼ畑で問題ありませんでした。以上です。

○ 議長（会長）

はい。それでは稲荷原の方お願いいたします。

○ 押野委員

はい、43 番稲荷原のさくらんぼハウスで栽培されています。知人の紹介で受け人を紹介してもらったということです。受け人も各地でさくらんぼ栽培しておりますけれども面積が面積だけに管理ができるかどうか心配もあるんですけれども注視していきたいと思います。

あと 48 番、さくらんぼの雨よけハウスと樹木をすべて更地にしまして隣の土地の所有者に売買ということで受け人は畑として利用するということでした。以上です。

○ 布川委員

46 番の谷地山王の農地見てきましたけれども、大豆が植えられていてきれいに管理されていました。大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。今回受け手の方、皆さん若い方で尚且つ町外から来られる方、それから●●さんはクダモノラクエンで研修を受けてる方でかなり面積を増やしてるようだけでも、作業場みたいなのは確保してるんだか。

○ 関委員

●●さんの畑にちょっとした小屋とか井戸もあります。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。次に移ります。議第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは 6 ページをお開きください。議第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請

についてご説明いたします。

申請番号 6 番、所有権移転による転用です。所在地、西里字両所●●、畑、342 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●さんです。申請事由につきましては、申請人は、隣接地でリサイクルの事業を行っており、申請地を購入して従業員用の駐車場として利用する計画です。7 ページの案内図をご覧ください。国道 287 号沿いの場所になります。8 ページが字切図で、9 ページが土地利用計画図になります。計画図で 1.5m の敷地盛り土とありますが、●●さんの方で盛り土して畑地にしておりましたので、新たに盛り土は行わず、平らに整地する計画のようです。また、隣地の田んぼ側の法面の保護として石積みの工事を行う計画になっております。

申請地は、第 1 種農地と判断しております。許可の要件として、隣接する土地と一体して業務の目的に供し、事業の既存施設の敷地面積 2,058.48 m² の 1/2 を超えないものですので、許可基準を満たしていると思われます。

6 ページに戻りまして、次に、申請番号 7 番、所有権移転による転用です。所在地 谷地所岡二丁目●●、田、256 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、申請地は閑静な住宅地内あり、国道にも近く交通の利便性も高く、また、現在の居住地に近く通勤通学上も周知の地域のため購入し住宅を新築する計画です。10 ページが案内図で、11 ページが字切図になります。畑が点在しておりますが、宅地に囲まれた場所で、造成の必要はない土地です。12 ページが土地利用計画図で、13 ページ、14 ページが建物の平面図と立面図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

以上 2 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地確認の報告をお願いいたします。

○ 岡崎委員

国道 287 号線に接して、北側は豆が植えてあります。盛土しているため豆の方に迷惑がかからないようにという催促はしてきたところです。

○ 議長（会長）

7 番お願いいたします。

○ 布川委員

住宅に囲まれていて、今現在は自己保全で草が生えている状況でした。住宅地に転用した方がきれいになるんじゃないかと思われます。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦勞様でした。何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。

(なし)

なければこのように進めたいと思います。

これで総会の議案の審議を終わります。

午後 2 時 4 7 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
